

2018年11月及び2019年1月の IFRS-IC会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員

くわた たかし 高志

1 はじめに

本稿では、2018年11月27日及び2019年1月16日に開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議(1月はテレビ会議)における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2 2018 年 11 月及び 2019 年 1 月 の IFRS-IC 会議の概要

2018 年 11 月に開催された IFRS-IC 会議では、次の事項が議論された。

- (1) 継続的検討事項
 - ① IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」: 交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定
- (2) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」: 共同支配事業者によるアウトプットの売却
 - ② IFRS 第9号「金融商品」: 非金融商品 項目の購入又は売却契約の現物決済
 - ③ IAS 第23号「借入コスト」: 一定期間に わたる建築物の移転
 - ④ IAS 第 38 号「無形資産 |: サプライヤー

のアプリケーション・ソフトウェアに対す る顧客のアクセス権

- ⑤ IFRS 第9号「金融商品」: 予想信用損 失の測定における信用補完
- ⑥ IFRS 第9号「金融商品」:信用減損金融資産の治癒
- (3) その他の事項
- IFRS-IC の仕掛案件のアップデート また、2019年1月に開催されたIFRS-IC 会 議では、次の事項が議論された。
- (4) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶 発資産」: 法人所得税以外の税金に係る預 託金
 - ② IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」:約束した財又はサービスの評価
 - ③ IAS 第 27 号「個別財務諸表」:取得原価で会計処理される子会社に対する投資:部分的な処分
 - ④ IAS 第 27 号「個別財務諸表」:取得原価で会計処理される子会社に対する投資:段階的な取得
- (5) その他の事項
- ① IFRS-IC の仕掛案件のアップデート 以下では、上記のうち、我が国の関係者の間 で、比較的、関心が高いと考えられる上記(2)の 各論点に関して、論点の概要及びアジェンダ決

定案の概要等について紹介する。

3 IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」: 共同支配事業者によるアウトプットの売却

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、共同支配事業者がある報告期間に受け取るアウトプット(量)が権利を与えられているアウトプット(量)と異なる場合に、共同支配事業(IFRS 第11号で定義)から生じたアウトプットをどのように会計処理するのかに関する要望を受けた。

具体的には、要望書は、記載された事実パターンにおいて、共同支配事業者が収益を認識するのは、報告期間における顧客へのアウトプットの移転を描写するためなのか、それとも、当該期間における共同支配事業の活動から生産されたアウトプットの一定割合に対する権利獲得を描写するためなのかを質問している。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行った結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏まえ、既存の IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、共同支配事業者が要望書に記載されたような共同支配から生じるアウトプットに対する持分の売却からの収益を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-IC はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表した。

IFRS 第 11 号第 20 項(c)は共同支配事業者が 共同支配事業から生じたアウトプットに対する 持分の売却による収益を認識することを要求し ており、要望書に記述された事実パターンで は、共同支配事業者は、各報告期間における顧 客へのアウトプットの移転のみを描写する収益 (すなわち、IFRS 第 15 号を適用して認識した 収益)を認識すると結論を下した。これは、例 えば、共同支配事業者は、権利を与えられたが 共同支配事業から受け取っておらず売却してい ないアウトプットについて収益を認識しないこ とを意味する。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

4 IFRS 第 9 号「金融商品」: 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、企業が将来において固定価格で非金融商品項目を購入又は売却する特定の契約にIFRS 第9号をどのように適用するのかに関する要望を受けた。この要望書は、2つの事実パターンを記載しており、企業はそうした契約を純損益を通じて公正価値(FVPL)で測定するデリバティブとして会計処理するが、基礎となっている非金融商品項目の引渡し又は受取りのいずれかによって当該契約を現物で決済する。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、当該契約は IFRS 第9号第2.4項におけるいわゆる「自己使用の例外」に該当しないのでIFRS 第9号の範囲に含まれると結論を下す。したがって、企業は当該契約を FVPL で測定するデリバティブとして会計処理する。企業は当該契約を会計目的上へッジ関係の一部として指定しない。

決済日に、企業は当該契約を非金融商品項目 の引渡し又は受取りのいずれかによって現物決 済する。この決済を会計処理する際に、要望書 では、企業は支払った現金(購入契約の場合)



又は受け取った現金(売却契約の場合)を記録 し、デリバティブの認識の中止を行うと説明し ている。

さらに、企業は次のいずれかを認識する。

- a. 非金融商品項目について、支払った現金に 決済日現在のデリバティブの公正価値を加算 した金額で、棚卸資産を認識する(購入契約 の場合)。
- b. 非金融商品項目の売却について、受け取っ た現金に決済日現在のデリバティブの公正価 値を加算した金額で、収益を認識する(売却 契約の場合)。要望書は、企業がこのような 契約について収益を総額ベースで認識する会 計方針を有していると仮定している。

この会計処理は、企業が棚卸資産又は収益を 決済日現在の非金融商品項目の市場価格で認識 する結果となる。

要望書は、これらの契約の現物決済を会計処 理するにあたって、企業が次のような追加の仕 訳を行うことが許容又は要求されるのかどうか を質問している。

- a. デリバティブについて過去に純損益に認識 した利得又は損失の累計額を戻し入れる(デ リバティブの公正価値は不変であるが)。及 び、
- b. 対応する修正を収益(売却契約の場合)又 は棚卸資産 (購入契約の場合) のいずれかに 対して認識する。

この追加の仕訳は、企業が棚卸資産又は収益 を、決済時に支払ったか又は受け取った現金の 額で認識する結果となる。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行っ た結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏ま え、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、 要望書に記載されている追加の仕訳を行うこと が許容又は要求されているかどうかについて企

業が結論を下すための適切な基礎を提供してい ると結論を下した。したがって、IFRS-IC は この事項を基準設定アジェンダとして取り上げ ないとするアジェンダ決定案を公表した。

IFRS-ICは、要望書に記載された事実パター ンでは、契約は、現金及びデリバティブ資産又 は負債の決済の両方との交換での非金融商品項 目の受取り(又は引渡し)によって決済される ことに着目した。また、IFRS 第9号における 自己使用の例外に該当しない(デリバティブと して会計処理される)契約の会計処理は、当該 例外に該当する(デリバティブとして契約され ない) 契約の会計処理と異なることにも着目し た。同様に、会計目的上のヘッジ関係において 指定された契約の会計処理は、そのような関係 において指定されていない契約の会計処理と異 なる。それらの会計処理の相違は、それぞれの 要求事項の相違を反映している。IFRS 第9号 は、単に契約が最終的には現物で決済されると いう理由だけで企業がデリバティブ契約の会計 処理を見直すか又は変更することを、認めるこ とも要求することもしていない。

以上の結果、IFRS-IC は、要望書に記載さ れている追加の仕訳は、契約をデリバティブと して会計処理を行うという IFRS 第9号の要求 を実質的に無効にすることになり、存在しない 収益又は費用を認識する結果にもなると考え た。このため、IFRS-IC は、IFRS 第9号は、 要望書に記載されている追加の仕訳を企業が行 うことを認めることも要求することもしていな いと結論を下した。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄 せられるコメントを踏まえ、今後の会議におい て、当該アジェンダ決定案を最終化するかどう かについて再検討する予定である。

5 IAS 第 23 号「借入コスト」: 一定期間にわたる建築物の移転

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、集合住宅(建物)の建設に係る借入コストの資産化に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、次のようになっている。

- a. 不動産開発業者(企業)が建物を建設し、 当該建物の個々のユニット(住戸)を顧客に 販売する。
- b. 企業は、特別に建物を建設する目的で資金 を借り入れ、当該借入れに関連して借入コス トが発生する。
- c. 建設が開始される前に、企業は建物のいく つかのユニットについて顧客と販売契約を締 結する(販売済ユニット)。
- d. 企業は、残りの部分的に建設されたユニット (未販売ユニット) について、適当な顧客 を見つけたらすぐに顧客との契約を締結する ことを意図している。
- e. 企業の顧客との契約(販売済ユニット)の 条件並びに関連する事実及び状況は、IFRS 第15号第35項(c)を適用した結果、収益を一 定期間にわたり認識するものである。

この企業が IAS 第23号で定義されている適格資産を有していているのかどうか、その結果、直接起因する借入コストを資産化するのかどうかが論点である。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行った結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏まえ、IAS 第 23 号における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて借入コストを資産化するかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していることから、本論点を基準開発のアジェンダとして取り

上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

IAS 第23号第8項を適用して、企業は、適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストを当該資産の取得原価の一部として資産化する。IAS 第23号第5項は、適格資産を「意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産」と定義している。

企業は、要望書に記載された事実パターンにおいて、債権、契約資産及び(又は)棚卸資産を認識する可能性があるが、IFRS-IC は下記に着目し、企業は借入コストを資産化しないと結論を下した。

- a. 企業が認識する債権は適格資産ではない。 IAS 第23号第7項は、金融資産は適格資産 ではないと定めている。
- b. 企業が認識する契約資産は適格資産ではない。契約資産の意図した使用(現金又は他の金融商品を回収すること)は、可能となるまでに相当の期間を要する使用ではない。
- c. 企業が認識する、建設における未販売ユニットについての棚卸資産は適格資産ではない。当該棚卸資産は現状において意図した販売が可能である。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

6 IAS 第 38 号「無形資産」: サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、「サービスとしてのソフトウェア」のクラウド・コンピューティング契約を顧客がどのように会計処理するのかに関する要望を受けた。これらの契約において、顧客はサプ



ライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに 所定の期間にわたりアクセスする権利と交換に 手数料を支払う契約をする。サプライヤーのソ フトウェアは、サプライヤーが管理し支配して いるクラウド基盤の上で動く。顧客は、イン ターネット又は専用線を通じて必要に応じソフ トウェアにアクセスする。

顧客が契約開始日にソフトウェア資産を受け 取るのか、それとも契約期間にわたりサービス を受けるのか、また、仮に契約がソフトウェア のリースを含んでいる場合、顧客は IFRS 第 16号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」とい う。) 又は IAS 第 38 号「無形資産」(以下 「IAS 第38号 | という。) のいずれを適用し会 計処理をするのかが主要な論点である。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行っ た結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏ま え、既存の IFRS 基準における要求事項が、 「サービスとしてのソフトウェア」契約におい て顧客が会計処理を行うための適切な基礎を提 供しており、本論点を基準開発のアジェンダと して取り上げないとするアジェンダ決定案を公 表した。

顧客が契約開始日にソフトウェア資産を受け 取るのは、(a)契約がソフトウェアのリースを含 んでいる場合、又は(b)顧客がそれ以外で契約開 始日にソフトウェアに対する支配を獲得する場 合のいずれかである。

IFRS 第 16 号 B9 項から B31 項のリースの定 義において、リースを含む契約の顧客は一般的 に、資産が使用期間全体を通じてどのように、 また、何の目的で使用されるのかを変更する意 思決定権を有していることによって、資産の使 用を指図する権利を有しているとされている。 サプライヤーが契約期間にわたり顧客にサプラ イヤーのアプリケーション・ソフトウェアへア

クセスする権利のみを与える場合には、当該ソ フトウェアがどのように、また、何の目的で使 用されるのかに関する意思決定権を顧客に与え ないため、当該契約はリースを含んでいない。

また、IAS 第38号第13項において、対象と なる資源から生じる将来の経済的便益を獲得す るパワー及び当該便益への他者のアクセスを制 限するパワーを企業が有している場合には、企 業は無形資産を支配しているとされている。契 約が契約期間にわたり顧客にサプライヤーのア プリケーション・ソフトウェアへアクセスする 権利のみを顧客に与える場合には、顧客は契約 開始日においてソフトウェア無形資産を受け取 らない。

以上の結果、IFRS-IC は、サプライヤーの アプリケーション・ソフトウェアへアクセスす る権利のみを顧客に与える契約は、サービス契 約であると結論を下した。

仮に契約がソフトウェアのリースを含んでい る場合について、IFRS-IC は、IAS 第38号第 6項において「ライセンス契約に基づいて借手 が保有している権利は、本基準の範囲に含ま れ、IFRS 第16号の範囲からは除外される と記載されている点、及び IFRS 第15号にお いて、「ライセンスは企業の知的財産に対する 顧客の権利を設定する」と記載され、さらに知 的財産のライセンスに関する例示としてソフト ウェアが挙げられている点に着目し、ソフト ウェアのリースは IAS 第38号の範囲に含まれ るライセンス契約であり、IFRS 第16号の範 囲には含まれないと結論を下した。

IFRS-IC は、IAS 第38号第13項及びIAS 第38号第21項に照らして顧客がソフトウェア を使用する権利を有している場合には、当該使 用権を契約開始日において無形資産として認識 するとしている。また、顧客の権利がソフト ウェアを使用する権利を顧客に与えるのに十分 かどうかの評価を行う上では、IFRS 第15号

B58 項から B62 項の要求事項が有用となる可能性があるとしている。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

7 IFRS 第 9 号「金融商品」: 予想 信用損失の測定における信用補完

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、IFRS 第9号「金融商品」の減損の要求事項を適用する際の予想信用損失の測定に信用補完が与える影響に関する要望を受けた。要望書は、金融保証契約又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローについて、信用補完がIFRS 基準を適用した場合に区分して認識することを要求される場合に、予想信用損失の測定に含めることができるかどうかを質問していた。

(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行った結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏まえ、既存の IFRS 基準における要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めるべきかどうかを企業が判断するための適切な基礎を提供していることから、本論点を基準開発のアジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

予想信用損失を測定する目的上、IFRS 第9号 B5.5.55項は、予想されるキャッシュ不足の見積りが、契約条件の一部である担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フロー

のうち企業が区分して認識していないものを反映することを要求している。

IFRS-IC は、IFRS 第 9 号 B5.5.55 項 は、IFRS 第 9 号又は他の IFRS 基準における区分認識の要求事項の適用の免除を設けていないため、信用補完を区分して認識することが IFRS 基準で要求される場合には、企業はそこから見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることはできないと結論を下した。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

8 IFRS 第 9 号「金融商品」:信用 減損金融資産の治癒

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、信用減損金融資産がその後に 治癒した(すなわち、全額が返済されたか又は 信用減損に該当しなくなった)場合に純損益計 算書に認識される金額を、企業がどのように表 示するのかに関する要望を受けた。

金融資産が信用減損となった場合に、IFRS 第9号第5.4.1項(b)は、当該金融資産の償却原価に実効金利を乗じることによって金利収益を計算することを企業に要求している。これは、(a)信用減損金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を乗じて計算される金利と、(b)当該資産について認識される金利収益との間に差額を生じさせる。要望書は、金融商品の治癒後に、企業はこの差額を金利収益として表示できるのか、それとも、減損損失の戻入れとして表示することを要求されるのかを質問していた。



(2) アジェンダ決定案の概要

2018 年 11 月の IFRS-IC 会議で議論を行っ た結果、IFRS-IC は、以下の分析結果を踏ま え、既存の IFRS 基準における要求事項が、要 望書に記載された事実パターンにおいて、信用 減損金融資産の治癒後に予想信用損失の戻入れ を企業が認識し表示するための適切な基礎を提 供していることから、本論点を基準開発のア ジェンダとして取り上げないとするアジェンダ 決定案を公表した。

IFRS-IC は、IFRS 第9号付録 A における信 用損失と総額での帳簿価額の定義に基づくと、 総額での帳簿価額、償却原価及び損失評価引当 金は割引後の金額であり、これらの金額の報告 期間中の変動には割引の巻戻しの影響が含まれ ることに留意した。また、IFRS 第9号第5.5. 8項は、「報告日現在の損失評価引当金を本基 準に従って認識が要求される金額に修正するた めに必要となる予想信用損失(又は戻入れ)の 金額を、減損利得又は減損損失として、純損益 に認識 | することを企業に要求している。

IFRS-IC は、IFRS 第 9 号第 5.5.8 項を適用 して、企業は、損失評価引当金を IFRS 第9号 に従って認識することが要求される金額とする ために要求される修正(当該資産が全額返済さ れる場合にはゼロ)を、予想信用損失の戻入れ として純損益に認識すると考えた。この修正の 金額には、金融資産が信用減損となった期間中 の損失評価引当金に係る割引の巻戻しの影響が 含まれる。これは、減損損失の戻入れが、資産 の存続期間にわたり純損益に認識された減損損 失を上回る可能性があることを意味する。した がって、IFRS-IC は、純損益計算書において、 企業は、要望書に記載された差額を、信用減損 金融資産の治癒後に信用損失の戻入れとして表 示することを要求されると結論を下した。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄 せられるコメントを踏まえ、今後の会議におい て、当該アジェンダ決定案を最終化するかどう かについて再検討する予定である。